

## 東淀川区子供会育成連絡協議会会則

### (名称と事務局)

第1条 本会は、東淀川区子供会育成連絡協議会（以下、「区子連」という。）と称し、事務局を区子連会長宅におく。

### (目的)

第2条 本会は、区内子供達の心身両面における健やかな成長発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子供達の健全育成に関する各種事業
- (2) 子供会の育成指導と啓発宣伝
- (3) 子供会指導者の養成と指導技術の研修
- (4) 子供会相互及び関係団体との連絡協調
- (5) 子供会に関する調査研究並びに資料の収集
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

### (組織)

第4条 本会は、次のものをもって組織する。

- (1) 区内の地域社会福祉協議会長の認めた連合及び単位子子供会会員並びに指導者
- (2) 青少年指導員校下代表者
- (3) 総会において推挙された学識経験者

### (役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 事務局長 1名
- 事務局次長 1名
- 会計 1名
- 会計監査 2名
- 理事 若干名

(役員を選出と任務)

第6条 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計及び会計監査は、総会において選出する。理事は、連合子供会より2名及び役員会により選出された者をもってこれに充てる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の会議の議事を記録する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (6) 会計監査は、本会の会計状況を監査する。
- (7) 理事は、目的達成のために必要な諸事業を実施する。
- (8) 役員のうち2名は市子連理事を兼ね、4名は市子連代議員を兼ねる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任を妨げない。補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第9条本会に名誉会長をおき、東淀川区社会福祉協議会長をこれに充てる。

(顧問)

第10条 本会に顧問及び参加をおき、顧問には東淀川区長を、参加には各地域社会福祉協議会長を充てる。

2 本会に相談役をおくことができる。相談役は、子供会に貢献のあった者を総会において承認する。

3 顧問、参加及び相談役は、会長の諮問に応じ、または意見を述べることができる。

(機関)

第11条本会に次の機関をおき、それぞれの細則は別に定める。

- (1) 互助会
- (2) 専門部

(会 議)

第12条 本会の会議は、次のとおりとしすべて会長が招集し議長となる。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会

(総 会)

第13条 総会は、次のものをもって構成し、年1回開催する。ただし、必要あるときは、臨時に総会を開くことができる。

(1) 役員、連合及び単位子供会代表者。

(2) 青少年指導員校下代表者

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告、決算並びに事業計画、予算に関する事項。
- (2) 役員を選任に関する事項。
- (3) 会則（互助会規約を含む）の改正に関する事項。
- (4) その他、本会の運営に関し、特に重要と認められる事項。

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、会計監査をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 専門部会において、企画立案された事項
- (2) 総会に提出する議案の作成
- (3) その他緊急必要な事項

(理事会)

第15条 理事会は、会則第5条に規定する役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員会において、審議決定された事項の実施
- (2) その他、目的達成のための諸事業の実施

(議決)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を要し、賛否同数の場合は、議長が決定する。

(加 入)

第17条 本会に新たに加入しようとする連合及び単位子供会は、会則その他必要な書類を揃えて、地域社会福祉協議会長及び連合子供会代表者連名で申し込まなければならない。

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。  
2 会費は、別に定めるところによる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

(表 彰)

第20条 本会の活動にあたっている指導者、育成者に対し、別に定めるところにより表彰を実施する。

附則

この会則は、昭和49年9月17日から施行する。

この会則は、昭和55年5月19日から改正する。

この会則は、昭和60年4月5日から改正する。

この会則は、昭和61年5月21日から改正する。

この会則は、平成元年5月16日から改正する。

この会則は、平成4年5月14日から改正する。

この会則は、平成6年4月22日から改正する。

この会則は、平成10年4月24日から改正する。

この会則は、平成14年7月1日から改正する。

この会則は、平成16年4月28日から改正する。

この会則は、平成22年4月22日から改正する。